

第 1 条 (本規約の適用、変更)

- 「補償サービス利用規約」(以下「本規約」といいます)は、京セラ株式会社(以下「当社」といいます)が提供する「補償サービス」(以下「本サービス」といいます)の利用条件を定めます。ご利用者は、本サービスのご利用に先立ち、本規約をご確認のうえ本規約のすべてにご承諾いただく必要があります。
- 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本規約を変更することができるものとします。当社は、規約を変更する場合、本規約を変更する旨、変更後の規約の内容および変更の効力発生日を、当該効力発生日の 3 か月以上前にご利用者に通知するものとします。
 - 本サービスまたは本規約に適用される法令等が改正された場合
 - その他、変更が本規約の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

第 2 条 (用語の定義)

本規約において、以下の各号で定める用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- 「ご利用者」とは、本規約に同意のうえ所定の手続きにより本規約の内容を合意内容とする契約(以下「本契約」といいます)を締結した本サービスの利用者をいいます。
- 「対象機器」とは、日本国内において当社により提供されるスマートフォン、タブレット、携帯電話機、モバイルルーター等の通信機器であって、当社がご利用者に発行する「補償サービス登録書」に記載の機器本体(対象機器に内蔵されている電池パックを含みます)をいいます。ただし、対象機器に関する SIM カード、外部メモリ媒体、ご利用者にて別途購入されたソフトウェア及び付属品(卓上ホルダ、取扱説明書、保護カバー、USB ケーブルを含みますがこれらに限りません)については、対象機器から除きます。
- 「補償サービス登録書」とは、当社がご利用者に発行する書面で、本サービスを受けられるご利用者(会社名及び住所等)、対象機器の機種名及び IMEI、並びに対象機器の納品日、本サービスの有効期間終了日が記載された書面をいいます。
- 「端末交換」とは、修理の際にご利用頂いている対象機器を新品同等品の対象機器と交換する修理対応方法をいいます。
- 「交換機」とは、端末交換の際に当社からご利用者へ送付する新品同等品の対象機器をいいます。

第 3 条 (本サービスの申込み、本契約の成立)

- 本サービスの利用申込みは、本サービスに係る販売店または当社からの見積書に対して、ご利用者から販売店または当社に注文書を発行していただく必要がございます。本サービスの申込みは、原則として対象機器の新規購入時のみとします。また、ご利用者が本契約を解約した場合、同一の対象機器であったとしても、再度本サービスの利用の申込みはできないものとします。
- 前項に従いご利用者が本サービスの申込みを行い、当社が当該申込みの内容を審査のうえ、本サービスの提供を受諾し、かつ補償サービス登録書をご利用者に発行した時点で本契約は成立したものとします。

第 4 条 (本サービスの内容について)

- 本サービスは、本契約期間中に対象機器に以下の各号に定める事由のいずれかが生じた場合に、当該対象機器に関し、本条に記載する条件に従い、当社がご利用者に提供するサービスです。
 - 自然故障：取扱説明書及びラベルなどの注意書きに従った正常な使用状態のもとで発生した対象機器の故障。
 - 物損故障：天災(火災、落雷、台風、洪水に限る)、落下、水濡れ、水没、その他偶発的事故による対象機器の全損、一部破損または故障。
- 本サービスの提供は本サービスの有効期間内で、かつ対象機器 1 台に対し適用します。補償サービス適用回数は次の通りです。

- ・契約期間 2 年（追加購入不可）：補償サービス適用回数 1 回（2 回目以降は実費）
- ・契約期間 3 年（追加購入不可）：補償サービス適用回数 2 回（3 回目以降は実費）
- ・契約期間 4 年（追加購入不可）：補償サービス適用回数 3 回（4 回目以降は実費）

当社が事故受付を完了した時点で本サービスを 1 回利用したとカウントします。（ご利用者が故障と思ったが、当該対象機器を修理センターで診断したところ、実際は故障ではなかった場合、および当該対象機器が改造されていた場合等の免責事項に該当し、修理が実施されなかった場合等を含みます。）

尚、自然故障に関しては補償サービス適用回数へのカウントはしないものとします。

3. ご利用者は、第 8 条（本サービスの利用方法）で定める手続きに従って端末交換をご利用頂きます。
4. 出張修理は対応致しません。
5. 本サービスを受けたあと、ご使用中の対象機器を当社修理拠点へ発送いただく前に、以下の各号の準備または確認を必ず実施してください。
 - (1) データ等のバックアップ：当社で対象機器のデータ等のバックアップは実施致しません。データ消失から生じる損失、損害について当社は一切の責任を負いませんので、ご利用者の費用と責任にて必要なデータ等のバックアップをお願いします。
 - (2) MDM への登録と解除：MDM(モバイルデバイス管理)を導入している場合には、管理者にて交換機の登録及び当社へ返却する対象機器の解除を実施して下さい。
 - (3) 付属品の取り外し：対象機器に取り付けられている SIM カード、microSD カード等の外部メモリ媒体、及びその他対象機器の付属品（電池パック、AC アダプタ、外部アンテナ、取扱説明書）、またご利用者にて別途購入されたソフトウェア及び付属品（電池パック、AC アダプタ、外部アンテナ、）また同梱以外の周辺機器（保護ケース、USB ケーブル等）の返却は行いません。ご利用者は、必要な当該付属品を必ず取り外す等してください。

第 5 条（本サービスの適用除外について）

本サービス期間内でも以下の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの適用除外となります。以下の各号のいずれかに該当する場合で、修理が可能な場合でかつご利用者が修理を希望する場合は、有償での修理となります。

- (1) 対象機器の盗難・紛失
- (2) 故意もしくは重大な過失、法令違反による対象機器の故障または損傷
- (3) ご利用者、または第三者の使用上の誤り及び不当な修理や改造による対象機器の故障または損傷
- (4) 経年変化による機能に影響しない対象機器の汚れや、傷・軽微な凹み・割れ・変色・さび・腐食などの損傷
- (5) 対象機器の液晶画面の画素欠けまたは使用に伴う経年変化として生じたこれらの事象
- (6) 対象機器の防水・防塵性能を維持するための部品交換及び性能確認
- (7) 戦争や武力行使、テロ行為、武装反乱その他類似する事象または暴動などによる対象機器の故障または損傷
- (8) 核燃料物質の放射能汚染、その他有害な特性による対象機器の故障または損傷
- (9) 天災（地震、噴火、津波を含みますがこれに限りません。ただし、火災、落雷、台風、洪水は除く）、および公害、塩害、ガス害（硫化ガスなど）、異常電圧、指定外の使用電源（電圧、周波数）などによる対象機器の故障または損傷
- (10) ウイルスなどによる対象機器の機能障害、ソフトウェアに起因する対象機器の障害

第 6 条（本サービス実施後の対象機器の保証）

前二条に基づいて当社が修理した対象機器の保証期間については、故障が生じた対象機器の保証期間の残存期間、または当該修補後の対象機器がご利用者に引き渡された日から起算して 3 ヶ月のいずれか長いほうの期間とします。

第 7 条（サービス有効期間）

本サービスの有効期間は、端末補償サービス登録書に記載の対象機器の納入日からサービス終了日までとなります。

第8条（本サービスの利用方法）

1. 本サービスのご利用を請求する際は、以下の各号に定める手順に従ってください。

(1) 「京セラ通信サポートセンター（修理受付窓口）」にお問い合わせください。

電話：0120-993-950（通話料無料）

受付時間：平日 9:00～17:00

※年末年始、ゴールデンウィーク、夏期休暇、設備点検日などは休業する場合がございます。

※受付時間を予告無く変更することがございますのでご了承ください。

※IP電話（050-XXXX-XXXX）からは接続できない場合がございます。

※お客様からのお問合せにつきましては、正確に承らせていただくため、受付内容を録音させていただいております。

あらかじめご了承ください。

メールアドレス：customer_mobile@kyocera.jp

受付時間：随時

※メールの件名には『補償サービス：モデル名』と記載をお願い致します。

例：『補償サービス：Dura Force PRO2(E6921)』

(2) ご指定の送付先に、交換機を発送致します。当社が本サービスの受付を完了した時点で本サービスを1回利用したとカウントします。

2. 交換機が届きましたら、ご利用者様がご使用されていた対象機器を送付した箱を使用して当社へ発送してください。交換機の発送から14日以内に、ご使用されていた対象機器の返却が当社で確認出来ない場合には、端末購入代金相当額をご請求させていただきます。また、返却された対象機器が第5条（本サービスの適用除外について）の各号に該当する場合にも、端末購入代金相当額をご請求させていただきます。

対象機器の当社への送付先は次の通りです。

京セラ株式会社 北海道北見工場 「京セラ北見サービスセンター」 宛て

〒099-1595 北海道北見市豊地30

TEL：0157-36-2222

3. 本サービスの事故受付を完了した時点で、原則として本サービスのキャンセルや変更はできないものとします。例外的に、利用請求のキャンセルや変更を行う場合に、当該キャンセルにより発生する交換機の点検費用または修理費用または修理が出来ない場合は端末購入代金相当額を、また対象機器を返送する際の送料はご利用者の負担とさせていただきます。

第9条（本サービスの料金）

本サービスの利用料金は、第3条に基づいて成立する本契約に規定の金額とします。

第10条（本契約の有効期間）

本契約の有効期間は、第3条に基づいて本契約が成立した日からサービス終了日までとします。

第11条（損害賠償について）

当社の責に帰すべき事由により、本サービスの提供の遅延、変更、中断、停止もしくは終了、その他本サービスの利用に関連してまたは本サービスを利用できないことによって、ご利用者に損害が発生した場合、当社は、通常かつ直接の損害に限りその損害を賠償するものとし、いかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の損失による損害についての責任を負わないものとします。また、本契約および本条に基づいて当社がご利用者に支払う損害賠償額は、本サービスの利用料金として、当社が受領した金額を上限とします。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. ご利用者および当社は、相手方に対し、自ら（法人の場合は、代表者又は役員を含みます。）が本契約の締結時において、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、又はこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 当社およびご利用者は、次の各号に掲げる行為をしないものとします。
 - (1) 反社会的勢力と法令上の義務に基づかず取引をし、又は取引関係を継続すること。
 - (2) 反社会的勢力に利益を供与すること。
 - (3) 反社会的勢力から利益を受受すること。
 - (4) 反社会的勢力の威力を示すこと。
3. 当社およびご利用者は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
4. 前項の規定により解除権を行使する当事者は、本契約を解除することによる相手方の損害を賠償する責任を負わないものとする。なお、解除権を行使する当事者から相手方に対する損害賠償請求は妨げない。

第13条（本サービスの中止・停止、終了）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスまたは本サービスに係る修理作業を中止または停止できます。この場合、当社は、ご利用者に適切に事前に通知するよう努めるものとします。
 - (1) 当社のサーバー等の本サービスに係るシステムまたはその設置場所の緊急を要する保守その他管理上緊急の対応を行う必要がある場合
 - (2) 天災地変、戦争、内乱、暴動、火災、停電、通信回線設備の事故、通信事業者の債務不履行または緊急メンテナンスの実施、国内外の法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導その他当社の責めに帰することができない事由により、本サービスの提供ができない場合
 - (3) 当社が実施している他のサービス（本サービスに限りません。）の運用上または技術上当社が必要と判断した場合
 - (4) その他、本サービスの中止または停止を必要とする事情が生じた場合
2. 当社は、当社所定の方法にて契約者に通知を行うことにより、本サービスをいつでも終了させることができるものとします。

第14条（解除）

ご利用者又は当社は、相手方が次の各号の一に該当する場合には、当該相手方に対し、書面による通知をしたうえで、本サービスの全部または一部を解除することができるものとする。

- (1) 本サービスの各条項の一に違反し、相手方から相当の期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず、当該違反が是正されなかったとき。
 - (2) 差押、仮差押、もしくは仮処分の命令もしくは通知が発送され、または競売の申し立てを受け、もしくは滞納処分を受けたとき。
 - (3) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
 - (4) 監督官庁から行政処分を受け、または営業を廃止したとき。
 - (5) 自己振出もしくは自己引受の手形、または自己振出の小切手が不渡りとなったとき。
 - (6) 合併によらず解散したとき。
 - (7) 本サービスの履行にあたり不正な行為があったとき。
 - (8) 相手方の名誉もしくは信用を失墜させ、もしくは相手方に重大な損害を与えたとき、またはその虞があるとき。
 - (9) 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき。
 - (10) 相手方が反社会的勢力であることが判明したとき。
2. ご利用者又は当社が、前項各号のいずれかにでも該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭

債務を直ちに弁済するものとします。

3. ご利用者の責に帰すべき事由により本サービスを中途解約した場合、ご利用者は既支払分の本サービスの利用料金の返還を請求し得ないものとし、未支払分の利用料金がある場合には直ちにこれを当社に支払うものとします。

第15条（秘密保持）

ご利用者および当社は、本サービスの履行過程で知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」といいます）を秘密として保持し、不当に第三者及び業務上知る必要のない従業者、役員に秘密情報を一切開示及び漏洩してはならず、また、本サービスの履行過程の目的以外の目的に利用しないものとします。

2. ご利用者および当社は、本サービスが終了したとき、または相手方から秘密情報の返却・廃棄の請求を受けたとき、その他秘密情報が不要となった場合、秘密情報を速やかに相手方に返却または廃棄するものとします。なお、本条の義務は当該秘密情報を返還または廃棄した時点よりなお1年間存続するものとします。

第16条（管轄裁判所）

ご利用者及び当社は、本サービスに関する紛争については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第17条（協議事項）

本サービス内容の解釈に疑義が生じた場合は、ご利用者当社誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

以上